

第158期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2022年6月24日(金曜日) 午前10時

開催場所

石川県加賀市山中温泉上原町ルの3
当社山中工場

書面またはインターネットによる議決権行使期限
2022年6月23日(木曜日) 午後5時30分まで

目次

・第158期 定時株主総会招集ご通知	1
・株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 定款一部変更の件	6
第3号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)6名選任の件	9
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	17
第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件	23
・事業報告	28
・連結計算書類	42
・計算書類	45
・監査報告書	48

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、株主様の安全を第一に考え、本年の株主総会の開催方針を以下のとおりといたしたく存じます。

- 感染拡大防止の観点から、本年は株主総会当日にご来場なさらずとも、書面またはインターネットによる事前の議決権行使をご推奨申し上げます。
- ご高齢や基礎疾患のある株主様、妊娠中の株主様および咳や熱などで体調のすぐれない株主様は、特に慎重なご判断をお願い申し上げます。
- ご来場の株主様におかれましては、マスクを着用いただき、会場設置のアルコール消毒液の噴霧にご協力をお願い申し上げます。
- 株主総会に出席する取締役および運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。
- 株主総会開催上の注意事項やお願い事項の詳細につきましては、当社ウェブサイトに掲載いたしますので、ご確認をお願いいたします。

株主総会ご出席株主様へのお土産の用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

新家工業株式会社

証券コード7305

証券コード7305
2022年6月6日

株 主 各 位

大阪府中央区南船場二丁目12番12号

新家工業株式会社

取締役社長 井 上 智 司

第158期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第158期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から株主様におかれましては、ご自身の健康状況にご留意のうえ、株主総会への来場の要否をご判断いただきますようお願い申し上げます。

ご出席に代えて、書面またはインターネットによる議決権を事前に行使することができますのでお手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、次頁のご案内にしたがって2022年6月23日（木）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 石川県加賀市山中温泉上原町の3 当社山中工場

3. 会議の目的事項 報 告 事 項

1. 第158期（2021年4月1日から
2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに
会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第158期（2021年4月1日から
2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)6名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

以 上

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主のみなさまの重要な権利です。後記の株主総会参考書類（5頁から27頁まで）をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使には以下の3つの方法がございます。

1. 株主総会にご出席される場合



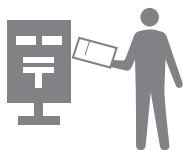
同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2022年6月24日（金曜日）午前10時

会場 当社山中工場

末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。

2. 郵送で議決権をご行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。

行使期限 2022年6月23日（木曜日）午後5時30分到着分まで

3. インターネットで議決権をご行使される場合



議決権行使ウェブサイトで議案に対する賛否をご入力いただき、ご送信ください。

行使期限 2022年6月23日（木曜日）午後5時30分まで

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」、「会社の支配に関する基本方針」、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および定款の規定に基づき、当社ウェブサイト（<https://www.araya-kk.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知添付書類および上記ウェブサイト掲載書類は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書類であります。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.araya-kk.co.jp>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

<インターネットによる議決権行使のお手続きについて>

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコンから議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内にしたがって行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限 2022年6月23日（木曜日）午後5時30分まで

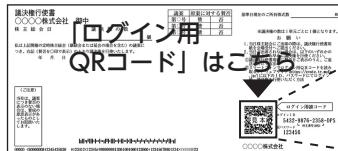


スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

※下記方法での議決権行使は1回に限ります。

1. QRコードを読み取る

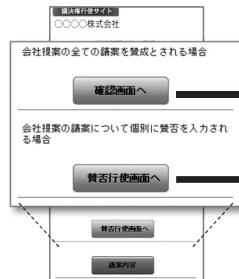


議決権行使書副票（右側）

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

2. 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。



3. 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択

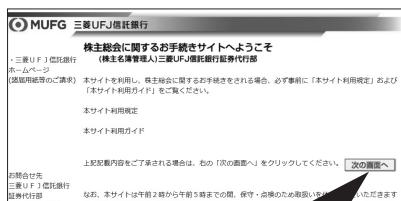
画面の案内にしたがって行使完了です。

二回目以降のログインの際は…
右頁の記載のご案内に従ってログインしてください。



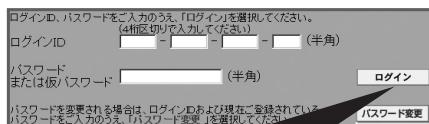
ログインID・仮パスワードを入力する方法

1. 議決権行使ウェブサイト
にアクセスする



「次の画面へ」をクリック

2. お手元の議決権行使書用紙の
副票（右側）に記載された「ログイン
ID」および「仮パスワード」を入力



「ログイン」をクリック

3. 「新しいパスワード」と
「新しいパスワード（確認用）」
の両方を入力



「送信」をクリック

以降は画面の案内にしたがって賛否を
ご入力ください。

議決権行使ウェブサイト
<https://evote.tr.mufg.jp/>



ご注意事項

- 株主さま以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
 (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
 (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンとで重複して議決権を行使された場合も、同様に最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

【議決権行使サイトの操作方法に関するお問い合わせについて】

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

 0120-173-027

（通話料無料、受付時間：9：00～21：00）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当期の期末配当金につきましては、安定的かつ継続的な配当を行う当社の基本方針に基づき、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、下記のとおり普通配当45円に記念配当10円を加え、1株につき55円とさせていただきたいと存じます。

これにより、当期の年間配当金は、先に実施しました中間配当金20円を含め、1株につき75円となります。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき55円（普通配当45円、記念配当10円）、
総額306,166,905円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定が 2022 年 9 月 1 日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第 16 条（電子提供措置等）第 1 項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第 16 条第 2 項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第 16 条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次頁以降のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1条～第12条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第13条～第15条 (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第16条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第17条～第38条 (条文省略)</p>	<p>第1条～第12条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第13条～第15条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第17条～第38条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供および電子提供措置等に関する経過措置)</u></p> <p>第2条 変更前定款第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更後第16条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日 (以下、「<u>施行日</u>」 という。) から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条は、なお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本条は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）全員（6名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員であるものを除く。）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、各候補者は、当社の取締役の選解任に関する規程に基づき、取締役会の任意の諮問機関である役員指名委員会の答申を受け、取締役会で決定しております。

また、本議案に関しましては、監査等委員会から、各候補者について審議した結果、特段指摘すべき事項はないとの意見表明を受けております。

取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当	取締役会への出席状況
1	いの うえ とも じ 井 上 智 司 再任	代表取締役社長	100 % (16回中16回)
2	きた むら てつ や 北 村 哲 也 再任	代表取締役常務 製造本部長 兼 品質管理統括 兼 関西工場長 兼 安全衛生推進部長 兼 関西工場製造部長	100 % (16回中16回)
3	はま だ てつ ひろ 浜 田 哲 洋 再任	常務取締役 管理本部長 兼 総務部長	100 % (16回中16回)
4	まつ お まさ や 松 尾 政 哉 再任	常務取締役 営業本部長 兼 鋼管営業部長	100 % (16回中16回)
5	いち かわ けい じ 市 川 圭 司 再任	取締役 千葉工場長	100 % (16回中16回)
6	やま なか たく ろう 山 中 拓 郎 新任 社外 独立	-	-

- (注) 当社は、取締役の職務遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、取締役になされた場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。
- ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。
- なお、各候補者の任期途中である2023年4月1日に当該保険契約を更新する予定であります。

候補者番号

1

いの うえ

井上

とも じ

智司

(1952年7月13日生)

再任

所有する当社の株式数 9,300株

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1973年 4 月 当社入社
2012年 6 月 当社取締役
2015年 6 月 当社常務取締役
2018年 6 月 当社代表取締役社長
現在に至る

取締役候補者とした理由

井上智司氏は、取締役としてふさわしい人格・見識を備えており、経営トップとして卓越した手腕を発揮し、代表取締役社長として、重要な業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行ってまいりました。

以上の実績等を踏まえ検討した結果、当社の経営理念を実現し、また当社グループの持続的成長および中長期的な企業価値の向上に貢献できると判断し、引続き取締役候補者といたしました。

(注) 井上智司氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

2

きた むら

北村

てつ や

哲也

(1958年12月18日生)

再任

所有する当社の株式数 3,800株

募集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1982年 4 月 当社入社
- 2012年 6 月 当社技術本部生産技術部長
- 2016年10月 当社名古屋工場長
- 2017年 6 月 当社取締役 名古屋工場長
- 2018年 4 月 当社取締役 関西工場長
- 2019年 4 月 当社取締役 関西工場長
兼 安全衛生推進部長
- 2020年 6 月 当社代表取締役常務 製造本部長
兼 品質管理統括 兼 安全衛生推進部長
- 2021年 2 月 当社代表取締役常務 製造本部長
兼 品質管理統括 兼 名古屋工場長 兼 安全衛生推進部長
- 2022年 6 月 当社代表取締役常務 製造本部長
兼 品質管理統括 兼 関西工場長 兼 安全衛生推進部長
兼 関西工場製造部長
現在に至る

取締役候補者とした理由

北村哲也氏は、取締役としてふさわしい人格・見識を備えており、製造部門における豊富な経験と知識を有し、製造部門および安全衛生推進部を管掌する取締役として、重要な業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行ってまいりました。

以上の実績等を踏まえ検討した結果、当社の経営理念を実現し、また当社グループの持続的成長および中長期的な企業価値の向上に貢献できると判断し、引続き取締役候補者といたしました。

(注) 北村哲也氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

3

はま だ
浜田

てつ ひろ
哲洋

(1960年1月20日生)

再任

所有する当社の株式数 3,700株

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 2013年 1 月 当社入社
アラヤ特殊金属株式会社 取締役 管理本部長
兼 総務部長 兼 審査部長 兼 情報システム部長
- 2016年 5 月 アラヤ特殊金属株式会社 取締役 管理本部長
兼 総務部長 兼 経理部長 兼 審査部長 兼 情報システム部長
- 2017年 5 月 当社管理本部総務部長
- 2017年 6 月 当社取締役 管理本部総務部長
- 2019年 4 月 当社取締役 管理本部長
兼 総務部長
- 2020年 6 月 当社常務取締役 管理本部長
兼 総務部長
現在に至る

取締役候補者とした理由

浜田哲洋氏は、取締役としてふさわしい人格・見識を備えており、管理部門における豊富な経験と知識を有し、管理部門を管掌する取締役として、重要な業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行ってまいりました。

以上の実績等を踏まえ検討した結果、当社の経営理念を実現し、また当社グループの持続的成長および中長期的な企業価値の向上に貢献できると判断し、引続き取締役候補者といたしました。

(注) 浜田哲洋氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

4

まつ お

松尾

まさ や

政哉

(1968年12月14日生)

再任

所有する当社の株式数 3,300株

募集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1992年 4月 当社入社
- 2009年 4月 当社鋼管営業部東京営業所長
- 2018年 6月 当社取締役 鋼管営業統括部長
兼 東京営業所長
PT.アラヤ スチール チューブ インドネシア 業務管掌
- 2019年 4月 当社取締役 営業本部長
兼 鋼管営業部長 兼 海外事業部長 兼 鋼管営業部東京営業所長
PT.アラヤ スチール チューブ インドネシア 業務管掌
- 2020年 6月 当社常務取締役 営業本部長
兼 鋼管営業部長 兼 海外事業部長
- 2022年 6月 当社常務取締役 営業本部長
兼 鋼管営業部長
現在に至る

取締役候補者とした理由

松尾政哉氏は、取締役としてふさわしい人格・見識を備えており、営業部門および海外事業部門における豊富な経験と知識を有し、営業部門を管掌する取締役として、重要な業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行ってまいりました。

以上の実績等を踏まえ検討した結果、当社の経営理念を実現し、また当社グループの持続的成長および中長期的な企業価値の向上に貢献できると判断し、引続き取締役候補者としたしました。

(注) 松尾政哉氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

5

いち かわ

市川

けい じ

圭司

(1968年7月13日生)

再任

所有する当社の株式数 3,600株

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1991年 4 月 当社入社
- 2016年 6 月 当社関西工場管理部長
- 2018年 6 月 当社取締役 関西工場管理部長
- 2019年 8 月 当社取締役 千葉工場長
- 2020年 6 月 当社取締役 関西工場長
兼 関西工場管理部長 兼 関西工場製造部長
- 2021年 2 月 当社取締役 関西工場長
兼 山中工場長 兼 関西工場管理部長
- 2021年 8 月 当社取締役 関西工場長
兼 山中工場長
- 2022年 6 月 当社取締役 千葉工場長
現在に至る

取締役候補者とした理由

市川圭司氏は、取締役としてふさわしい人格・見識を備えており、管理部門および製造部門における豊富な経験と知識を有し、千葉工場を管掌する取締役として、重要な業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行ってまいりました。

以上の実績等を踏まえ検討した結果、当社の経営理念を実現し、また当社グループの持続的成長および中長期的な企業価値の向上に貢献できると判断し、引続き取締役候補者といたしました。

(注) 市川圭司氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

やま なか

たく ろう

6 山中 拓郎 (1962年2月22日生)

新任

社外

独立

所有する当社の株式数

0株

募集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1984年 4 月 三菱地所株式会社 入社
- 2005年 5 月 三菱地所ニューヨーク社 執行副社長
- 2012年 4 月 チェルシージャパン株式会社 代表取締役社長
(現 三菱地所・サイモン株式会社)
- 2019年 4 月 三菱地所リテールマネジメント株式会社 代表取締役社長執行役員
- 2021年 4 月 三菱地所プロパティマネジメント株式会社 代表取締役副社長
- 2022年 4 月 同社 シニア・エグゼクティブ・アドバイザー
現在に至る

社外取締役候補者とした理由および期待される役割等

山中拓郎氏は、新任の社外取締役候補者であり、他社において役員を歴任する等、豊富な経営経験や幅広い見識を有しております。

以上の実績等を踏まえ検討した結果、当社の経営理念を実現し、また当社グループの持続的成長および中長期的な企業価値の向上への貢献ならびに社外取締役として独立・公正な立場から経営に対する様々な助言や意見が期待できると判断し、新たに取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 山中拓郎氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 山中拓郎氏は社外取締役候補者であります。
なお、当社は、社外取締役候補者であります山中拓郎氏の選任が承認された場合、同氏を東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
3. 当社は、社外取締役候補者であります山中拓郎氏の選任が承認された場合、期待された役割を十分に発揮できるよう、当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、各候補者は、当社の取締役の選解任に関する規程に基づき、取締役会の任意の諮問機関である役員指名委員会の答申を受けるとともに監査等委員会の同意を得たうえで、取締役会で決定しております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位 および担当	取締役会への 出席状況	監査等委員会への 出席状況
1	やす なか つとむ 安 仲 勤 再任	取締役 (常勤監査等委員)	100% (16回中16回)	100% (9回中9回)
2	にし お ういちろう 西 尾 宇一郎 再任 社外 独立	社外取締役 (監査等委員)	100% (16回中16回)	100% (9回中9回)
3	すず き くる うど 鈴 木 蔵 人 新任 社外 独立	-	-	-

(注) 当社は、取締役の職務遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。

ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

なお、各候補者の任期途中である2023年4月1日および2024年4月1日に当該保険契約を更新する予定であります。

候補者番号

1

やす なか

安仲

つとむ

勤

(1955年9月23日生)

再任

所有する当社の株式数 6,200株

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1981年2月 当社入社
- 2012年7月 PT.アラヤ スチール チューブ インドネシア 代表取締役社長
- 2014年6月 当社取締役 海外事業統括部長
- 2016年6月 当社取締役 経営企画部長
兼 海外事業統括部長
- 2018年6月 当社常務取締役 製造本部・生産技術統括
兼 品質管理統括 兼 製造本部長 兼 経営企画部長
- 2019年6月 当社常務取締役 製造本部統括
兼 品質管理統括 兼 製造本部長 兼 経営企画部長
- 2020年4月 当社常務取締役 製造本部統括
兼 品質管理統括 兼 製造本部長
- 2020年6月 当社取締役 (常勤監査等委員)
現在に至る

取締役候補者とした理由

安仲 勤氏は、取締役としてふさわしい人格・見識を備えており、製造部門や海外事業部門における豊富な経験と知識を活かし、常勤の監査等委員である取締役として取締役会等の審議に積極的に参画・必要に応じて経営上有用な発言を行うとともに、取締役会等における意思決定を適切に行うことで、経営の監査・監督機能を果たしてまいりました。

以上の実績等を踏まえ検討した結果、当社の経営理念を実現し、また当社グループの持続的成長および中長期的な企業価値の向上への貢献が期待できるとともに経営の監査・監督機能を適切に果たすことができると判断し、引続き監査等委員である取締役候補者いたしました。

(注) 安仲 勤氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

にし お う いち ろう

2 西尾 宇一郎 (1955年3月7日生)

再任

社外

独立

所有する当社の株式数 2,500株

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1982年3月 公認会計士登録
 - 1983年12月 税理士登録
 - 1999年7月 監査法人誠和会計事務所代表社員
 - 2001年7月 日本公認会計士協会理事
 - 2002年7月 監査法人トーマツ代表社員
 - 2005年4月 関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科 教授（現任）
 - 2015年6月 当社社外取締役
 - 2016年6月 ケイミュ株式会社 社外監査役（現任）
 - 2016年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）
 - 2018年3月 ザ・パック株式会社 社外取締役（現任）
- 現在に至る

社外取締役候補者とした理由および期待される役割等

西尾宇一郎氏は、取締役としてふさわしい人格・見識を備えており、公認会計士および税理士として培われた財務ならびに会計に関する高度な知識と豊富な経験による幅広い見識を活かし、社外の監査等委員である取締役として取締役会等の審議に積極的に参画・必要に応じて経営上有用な発言を行うとともに、取締役会等における意思決定を適切に行うことで、経営の監査・監督機能を果たしてまいりました。

なお、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の実績等を踏まえ検討した結果、当社の経営理念を実現し、また当社グループの持続的成長および中長期的な企業価値の向上への貢献が期待できるとともに社外の監査等委員である取締役として独立・公正な立場から経営の監査・監督機能を適切に果たすことができると判断し、引続き監査等委員である取締役候補者としたしました。

- (注) 1. 西尾宇一郎氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 西尾宇一郎氏は社外取締役候補者であります。
なお、当社は西尾宇一郎氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 西尾宇一郎氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって7年、監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって6年となります。
4. 西尾宇一郎氏は当社定款に基づき、当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、西尾宇一郎氏の再任が承認された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

候補者番号

3

すず き

鈴木

くろ うど

蔵人

(1978年2月20日生)

新任

社外

独立

所有する当社の株式数

0株

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 2005年10月 弁護士登録
色川法律事務所 入所
- 2011年11月 学校法人綜芸種智院 監事（現任）
- 2014年1月 色川法律事務所 パートナー弁護士
- 2020年1月 弁護士法人色川法律事務所 社員弁護士
現在に至る

社外取締役候補者とした理由および期待される役割等

鈴木蔵人氏は、新任の社外取締役候補者であり、長年の弁護士として培われた高度な法律知識と企業統治に対する幅広い見識を有しております。

なお、同氏は過去に会社の経営に関与したことはありませんが、上記の実績等を踏まえ検討した結果、当社の経営理念を実現し、また当社グループの持続的成長および中長期的な企業価値の向上への貢献ならびに社外の監査等委員である取締役として独立・公正な立場から経営の監査・監督機能を適切に果たすことが期待できると判断し、新たに監査等委員である取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 鈴木蔵人氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 鈴木蔵人氏は社外取締役候補者であります。
なお、当社は、社外取締役候補者であります鈴木蔵人氏の選任が承認された場合、同氏を東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
3. 当社は、社外取締役候補者であります鈴木蔵人氏の選任が承認された場合、期待された役割を十分に発揮できるよう、当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。

<ご参考：取締役のスキルについて（本総会において各候補者が選任された場合）>

氏名		企業経営 経営戦略	営業・販売	製造・技術	財務・会計 資本政策	人事・ 人材開発	法務・ リスク管理	他業種知見
取 締 役	井上智司	●	●		●		●	
	北村哲也	●		●				
	浜田哲洋	●			●	●	●	
	松尾政哉	●	●					
	市川圭司	●		●		●		
	山中拓郎 (社外)	●						●
監 査 等 委 員	安仲勤	●		●				
	西尾宇一郎 (社外)				●			●
	鈴木蔵人 (社外)						●	

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

1. 提案理由および当該報酬等を相当とする理由

本議案は、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）（以下、「取締役」といいます。）を対象に、業績達成度等に応じて当社株式および当社株式の時価相当額の金銭（以下、「当社株式等」という。）の給付を行う業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を新たに導入することにつき、ご承認をお願いするものであります。なお、本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で、当社取締役会に一存いただきたく存じます。

本制度の導入は、取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性を明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的としております。かかる目的に照らし、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針とも合致しており、導入は相当であると考えております。

本議案は、2016年6月28日開催の第152期定時株主総会においてご承認いただきました取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額（年額207百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人部分給与は含まない。）の範囲内で、取締役に対して株式報酬を支給するものであります。

本制度の対象となる取締役の員数は、第3号議案「取締役（監査等委員であるものを除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、5名となります。

2. 本制度における報酬等の額および内容

(1) 本制度の概要

本制度は、取締役の報酬として、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社取締役会で定める株式給付規程（以下、「株式給付規程」といいます。）に基づいて、各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式および当社株式の時価相当額の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）を、本信託を通じて、各取締役に給付する株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時とします（詳細については下記（8）のとおりとします。）。

(2) 本制度の対象者

当社の取締役とします。

(3) 本制度の対象期間

本制度の対象期間は、原則として当社の掲げる中期経営計画に対応する3事業年度毎の期間（以下、「対象期間」といいます。）とします。ただし、当初の対象期間は、現中期経営計画の残存期間が2023年3月末日で終了する事業年度から2024年3月末日で終了する事業年度までであることから、かかる2事業年度（以下、「当初対象期間」といいます。）とします。

(4) 信託期間

2022年8月（予定）から本信託が終了するまでとします。（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続するものといたします。）

なお、本制度は、当社株式の上場廃止、株式給付規程の廃止等により終了するものとします。

(5) 本信託に株式取得資金として拠出する信託金の上限

本総会で、本制度の導入をご承認いただくことを条件として、当社は、当初対象期間に対応する本制度に基づく取締役への当社株式等の給付を行うための当社株式の取得資金として、60百万円（30百万円に、当初対象期間に含まれる事業年度の数である2を乗じた金額です。）を上限とした資金を本信託に拠出いたします(注)。

なお、当社は、当初対象期間中、当初の拠出金額を含む拠出金額の合計が60百万円となる範囲内で株式の取得資金を追加して信託することができるものとします。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、対象期間ごとに、90百万円（30百万円に、対象期間に含まれる事業年度の数である3を乗じた金額です。）を上限として本信託に追加拠出を行うこととします。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該対象期間の開始日の直前に本信託の信託財産内に残存する当社株式（当該対象期間の前までの各対象期間（当初対象期間を含む）において取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する給付未了のものを除きます。）および金銭（以下、あわせて「残存株式等」といいます。）があるときは、当該残存株式等の額と追加拠出される信託金の合計額は、90百万円の範囲内とします。

(注)当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込額を合せた金額となります。

(6) 本信託による当社株式の取得方法および取得株数の上限

本信託による当社株式の取得は、上記(5)の本信託へ拠出する金銭の額の上限以内で、株式市場または当社の自己株式処分を引き受ける方法を通じて行います。取得方法の詳細については、本総会後に改めて当社にて決定し、開示いたします。

なお、当初対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、2万株(1万株に、当初対象期間に含まれる事業年度の数である2を乗じた株数です。)を上限として取得するものとします。また、当初対象期間経過後の各対象期間につきましては、3万株(1万株に、対象期間に含まれる事業年度の数である3を乗じた株数です。)を上限として取得するものとします。

(7) 取締役が付与する当社株式の算定方法および上限

当社は、株式給付規程に基づき、各取締役に対し、毎年、役位および業績達成度等に応じて算出されたポイントを付与します。当初対象期間中の2事業年度に付与するポイント数の合計は、2万ポイント(1万ポイントに、当初対象期間に含まれる事業年度の数である2を乗じたポイント数です。)を上限とする予定です。また、当初対象期間経過後の対象期間につきましては、3万ポイント(1万ポイントに、対象期間に含まれる事業年度の数である3を乗じたポイント数です。)を上限とする予定です。

なお、付与されたポイントは、取締役に対する株式給付に際し、1ポイント当たり当社株式1株に換算されます(1ポイント未満の端数は切り捨てることとします。)

ただし、本総会において本制度をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、当社は、その比率等に応じて、1ポイント当たりの当社株式の換算比率について合理的な調整を行います。

(8) 取締役に対する当社株式等の給付

原則として、取締役の退任等、株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合には、株式給付規程に定める受益者確定手続きを行うことにより、それまでに付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

ただし、そのうち一定割合については、納税資金確保の観点から、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当額の金銭を給付します。なお、金銭の給付を行うため、本信託内で当社株式を売却する場合があります。

(9) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式(すなわち、上記(8)により取締役に給付される前の当社株式)に係る議決権については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、一律不行使とします。

(10) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内の当社株式に係る配当金は、本信託が受領し、当社株式の取得資金や本信託に係る信託報酬等に充当されます。

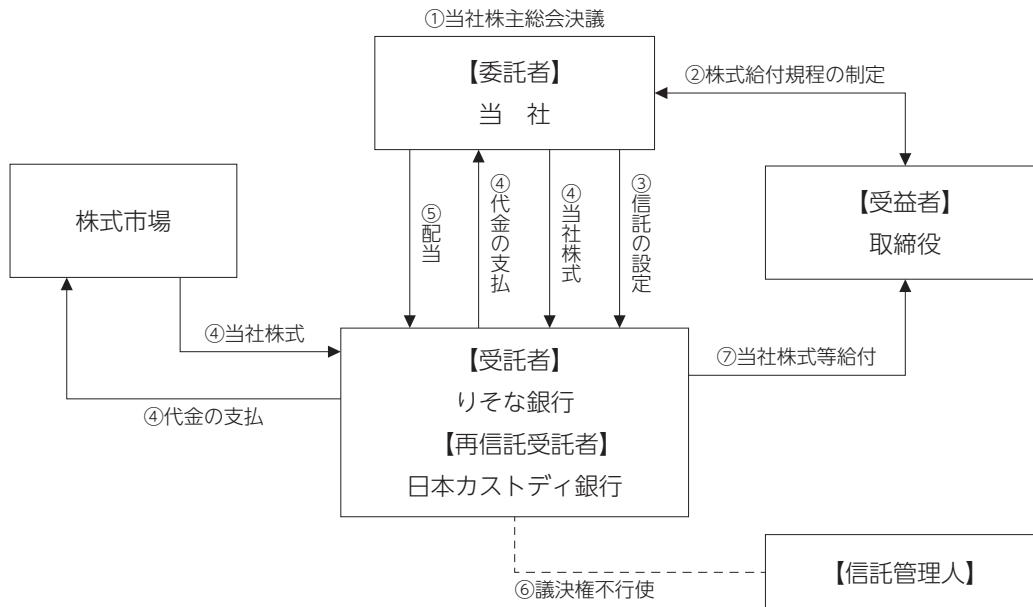
(11) 信託期間終了時の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、その時点で在任する取締役に対し、各々の累積ポイントの数に応じて、按分して給付する、または、取締役と利害関係のない公益法人に寄付することを予定しています。

(12) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

<ご参考：本制度の仕組み>



- ① 当社は、本総会において、本制度の導入に係る取締役の報酬の承認決議を得ます。
- ② 当社は、取締役会において、本制度に基づく当社株式等の給付に係る株式給付規程を制定します。
- ③ 当社は、上記①の本総会で承認を受けた範囲内で金銭を拠出し、本制度の対象者を受益者候補とする信託（本信託）を設定します。なお、上記①の本総会で承認を受けた範囲内で金銭を追加拠出することができるものとします。
- ④ 本信託は、上記③で信託された金銭を原資として、当社株式を当社（自己株式の処分）または株式市場から取得します。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対しても、ほかの当社株式と同様に配当が支払われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式に係る議決権については、経営への中立性を確保するため信託期間を通じて一律に行使しないものとします。
- ⑦ 取締役に対しては、信託期間中、上記②の株式給付規程に基づき、役位および業績達成度等に応じて、事業年度毎にポイントが付与され、退任時等の株式給付規程に定める一定の受益者要件を満たした対象者に対して、付与されたポイントに応じた数の当社株式等を給付します。

以上

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の厳しい状況が残る中、回復基調にあるものの、一部に弱さが見られました。

鉄鋼業界においては、世界的な半導体不足や東南アジアを中心としたサプライチェーンの混乱により、様々な分野で部品調達に支障が出たことや、ウクライナ情勢に伴う急激な供給不安の高まりで鉄鉱石・石炭といった鉄鋼原料の価格が高止まりし、鋼管製品の原材料価格や諸経費が更に上昇するなど厳しい状況が続きました。

このような情勢のもと、当社グループといたしましては、主力の鋼管事業を中心に製品販売価格の引き上げを実施しましたが、市況のタイト感と先高感に後押しされる形で販売数量は好調に推移しました。

この結果、当連結会計年度の売上高は40,760百万円（前年度比11.7%増）、営業利益3,384百万円（前年度比374.3%増）、経常利益3,781百万円（前年度比295.4%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は2,573百万円（前年度比100.3%増）となりました。

売上高

407 億 60 百万円

前年度比 11.7%増



営業利益

33 億 84 百万円

前年度比 374.3%増



経常利益

37 億 81 百万円

前年度比 295.4%増



親会社株主に帰属する当期純利益

25 億 73 百万円

前年度比 100.3%増



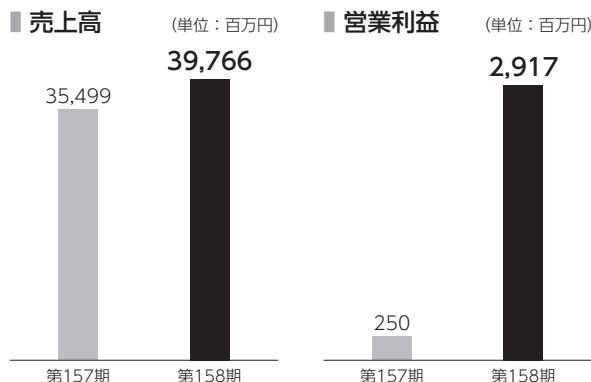
事業別の概況は、次のとおりであります。

鋼管関連事業

普通鋼製品につきましては、中小建築案件は先行きの不透明感から計画の見直しによる延期や中止の動きが見られたものの、データセンター・物流倉庫向けの建築案件等が堅調に推移し、前年度比で販売数量増となりました。

ステンレス鋼製品につきましても、ニッケル国際価格が高騰する中、製品販売価格への転嫁と積極的な営業活動により、半導体装置や医療、食品、薬品関連、水処理等公共投資関連の案件を中心に販売数量が増加しました。

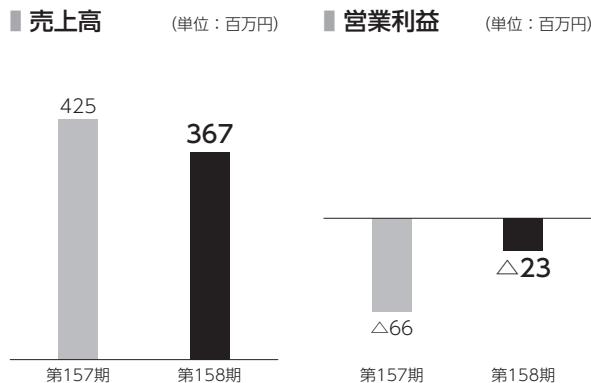
この結果、当事業の売上高は39,766百万円（前年度比12.0%増）、営業利益は2,917百万円（前年度比1,064.1%増）となりました。



自転車関連事業

新型コロナウイルス感染症拡大を契機とした健康志向の高まりにより、移動手段としての自転車需要は世界的に急増しました。一方で需要急増に伴う部品供給不足が発生し、国内市場においても品薄状態が続きました。そのような状況の中、環境と健康を重視した顧客ニーズに対応し、高品質かつリーズナブルで、耐久性に優れた製品供給に努め、同時に新たな顧客層の開拓を図ることを目的として、2021年10月よりインドネシア製ブランド「POLYGON」(ポリゴン)の輸入販売を本格的に開始しました。同製品は、順調な入荷を背景に、今後の販売拡大が見込まれます。

この結果、当事業の売上高は367百万円（前年度比13.7%減）の減収となりましたが、営業損失は23百万円（前年度は営業損失66百万円）と改善されました。

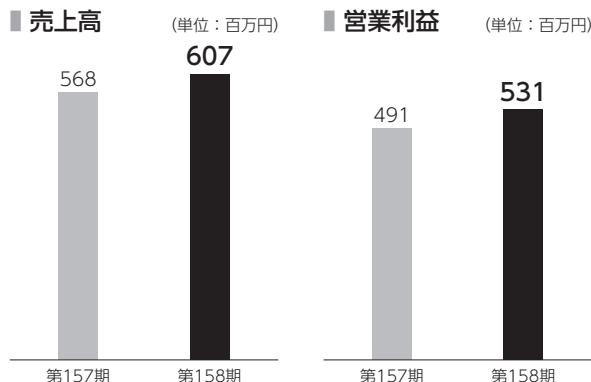


不動産等賃貸事業



不動産等賃貸収入につきましては、東京都大田区の地代収入を中心に、関西工場リム工場跡地の地代収入や東京都江東区の自社ビル「アラヤ清澄白河ビル」の賃貸収入、大阪府茨木市の地代収入などにより、安定した業績をあげております。

この結果、当事業の売上高は607百万円（前年度比6.8%増）、営業利益は531百万円（前年度比8.0%増）となりました。



事業別売上高

区 分	前連結会計年度 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)		当連結会計年度 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)		前年度比	
	金 額 百万円	構成比 %	金 額 百万円	構成比 %	金 額 百万円	増減率 %
鋼管関連事業	35,499	97.2	39,766	97.6	4,267	12.0
自転車関連事業	425	1.2	367	0.9	△58	△13.7
その他の事業	580	1.6	626	1.5	46	8.1
合 計	36,504	100.0	40,760	100.0	4,255	11.7

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は1,733百万円であり、主なものは次のとおりであります。

- ・アラヤ特殊金属株式会社 福岡ステンレスセンター

(3) 資金調達の状況

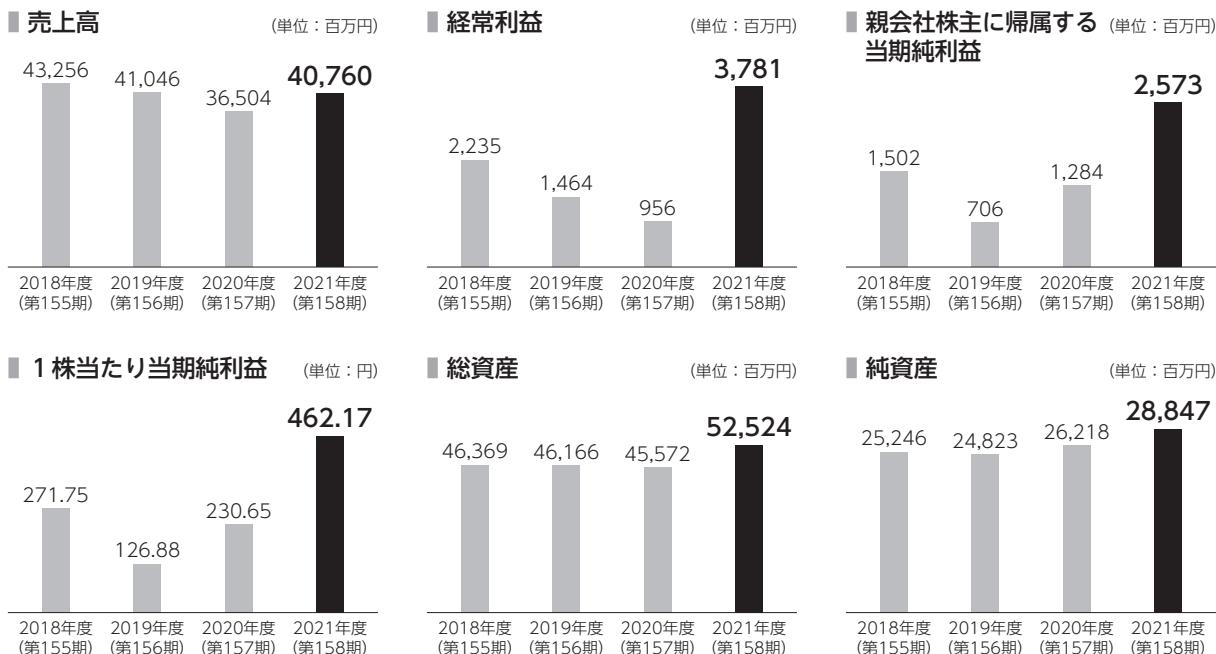
該当事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	年 度	2018年度 第155期	2019年度 第156期	2020年度 第157期	2021年度 (当連結会計年度) 第158期
売 上 高 (百万円)		43,256	41,046	36,504	40,760
経 常 利 益 (百万円)		2,235	1,464	956	3,781
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)		1,502	706	1,284	2,573
1 株 当 たり 当 期 純 利 益		271円75銭	126円88銭	230円65銭	462円17銭
総 資 産 (百万円)		46,369	46,166	45,572	52,524
純 資 産 (百万円)		25,246	24,823	26,218	28,847

(注) 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。



② 当社の財産及び損益の状況

区 分	年 度	2018年度 第155期	2019年度 第156期	2020年度 第157期	2021年度 (当 事 業 年 度) 第158期
売 上 高 (百万円)		22,020	21,663	19,147	20,289
経 常 利 益 (百万円)		1,513	609	1,176	2,146
当 期 純 利 益 (百万円)		709	255	882	1,513
1 株 当 たり 当 期 純 利 益		128円32銭	45円91銭	158円41銭	271円92銭
総 資 産 (百万円)		30,116	29,433	30,521	34,836
純 資 産 (百万円)		17,928	16,962	18,534	20,055

(5) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、コロナ禍からの景気回復への期待感が膨らむ一方で、ウクライナ情勢の長期化懸念および脱炭素の世界的な動きや円安といったコストアップ要因に加え、原料や鋼材の価格は高止まりするものと予想されます。

当社グループでは、引続き「中期経営計画2023」に基づき、【モノづくりへのこだわりで世の中の課題をカタチに変える】をテーマに、2023年度までを「今後の成長と発展に向けた基礎固めの期間」と位置づけ、創業以来100年を超える伝統と蓄積を活かしつつ、新たな時代の持続的成長に向けた体制の構築と企業体質の強化のため、「変化」と「変革」により事業の抜本的な見直しを図り、モノづくりの原点である世の中のニーズに応え、社会の発展に資する企業への成長を目指してまいります。

(6) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

- ① 鋼管関連事業
鋼管、型鋼および各種金属製品の製造、加工ならびに販売
- ② 自転車関連事業
 - ・「アラヤ」ブランドの自転車用リム等の製造、加工ならびに販売
 - ・「アラヤ」および「ラレー」ブランドのスポーツ用自転車の製造、販売
 - ・「ポリゴン」ブランドのスポーツ用自転車の販売

(7) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所及び工場

本 社 大阪市中央区南船場二丁目12番12号
営 業 所 営業本部 (大阪市)
東京営業所・鋼管営業 (東京都江東区)
名古屋営業所・鋼管営業 (名古屋市)
工 場 関西工場 (大阪市)、名古屋工場 (名古屋市)、
千葉工場 (千葉県酒々井町)、山中工場 (石川県加賀市)

② 子会社の主要な営業所及び工場

アラヤ特殊金属株式会社
本社 (大阪市)、東京支店、名古屋支店、福岡支店、東北営業所 (宮城県)、
静岡営業所、広島営業所、四国営業所 (香川県)
大栄鋼業株式会社 (大阪府岸和田市)
ステンレスパイプ工業株式会社
本社 (大阪府堺市)、東京営業所
P.T.パブリック アラヤ インドネシア (インドネシア共和国)
PT.アラヤ スチール チューブ インドネシア (インドネシア共和国)

(8) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

事業区分	従業員数	前年度比
鋼管関連事業	435名	10名減
自転車関連事業	7名	増減なし
その他の事業	7名	増減なし
全社(共通)	56名	5名増
合 計	505名	5名減

(注) 1. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できないものであります。
2. 従業員数には、再雇用、派遣社員等は含んでおりません。

(9) 重要な子会社の状況 (2022年3月31日現在)

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
アラヤ特殊金属株式会社	300百万円	100.0%	鋼管及び各種金属製品の販売
大栄鋼業株式会社	10百万円	100.0%	鋼管製品の製造、加工
ステンレスパイプ工業株式会社	100百万円	51.5%	鋼管製品の製造、加工ならびに販売
P.T.パブリック アラヤ インドネシア	7,200千米ドル	99.9%	自転車用リムの製造、販売
PT.アラヤ スチール チューブ インドネシア	15,000千米ドル	90.0%	鋼管製品の製造、加工ならびに販売

② 特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(10) 主要な借入先及び借入額 (2022年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	1,728 百万円
株式会社北國銀行	1,536
株式会社りそな銀行	1,001
株式会社みずほ銀行	885

2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 16,000,000 株
- (2) 発行済株式の総数 6,045,326 株
- (3) 株主数 3,762 名 (単元未満株主数を含む)
- (4) 大株主 (上位 10 名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	558 ^{千株}	10.03 %
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LIMITED – HONGKONG PRIVATE BANKING DIVISIONCLIENT A/C 8028-394841	392	7.05
株式会社北國銀行	258	4.65
株式会社三菱UFJ銀行	258	4.65
株式会社りそな銀行	209	3.76
阪和興業株式会社	177	3.18
株式会社みずほ銀行	157	2.83
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	155	2.79
加賀商工有限会社	143	2.57
新家正彦	128	2.30

- (注) 1. 持株比率は、自己株式 (478,655株) を控除して計算しております。
2. 当社保有の自己株式を除く上位10名を記載しております。

3. 当社の会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

(2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	井 上 智 司	
代表取締役常務	北 村 哲 也	製造本部長 兼 品質管理統括 兼 名古屋工場長 兼 安全衛生推進部長
常 務 取 締 役	浜 田 哲 洋	管理本部長 兼 総務部長
常 務 取 締 役	松 尾 政 哉	営業本部長 兼 鋼管営業部長 兼 海外事業部長
取 締 役	市 川 圭 司	関西工場長 兼 山中工場長
取 締 役	大 迫 一 生	
取 締 役 (常勤監査等委員)	安 仲 勤	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	夏 住 要一郎	弁護士 弁護士法人色川法律事務所 エグゼクティブアドバイザー
取 締 役 (監 査 等 委 員)	西 尾 宇一郎	公認会計士 税理士 関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科 教授 ザ・パック株式会社 社外取締役 ケイミュー株式会社 社外監査役

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

- (注) 1. 取締役 大迫一生、夏住 要一郎及び西尾 宇一郎の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、当社は、全員を東京証券取引所が規定する独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 日常的な情報収集及び内部監査部門との連携等により得られた情報を監査等委員全員で共有することを通じて、監査等委員会の監査・監督機能の実効性を高めるため、安仲 勤氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 監査等委員である取締役 夏住 要一郎氏は、弁護士の資格を有しており、法律面に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査等委員である取締役 西尾 宇一郎氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役全員と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役および執行役員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O）契約を締結しております。

保険料は、特約部分を含め会社が全額を負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については補填の対象としないこととされています。

(4) 取締役の報酬等の額

①取締役個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を定めており、その概要は下記のとおりです。

・確定額報酬等の額または算定方法

取締役の個人別の報酬額については、「取締役報酬等の基本規程」に基づいて、取締役の職務遂行の困難さ、取締役の責任の重さ、会社の業績、社員給与とのバランス、取締役報酬の世間水準を総合的に勘案し、株主総会で決議された総額の範囲内で決定しております。

なお、確定額報酬は、原則毎月同額の固定給を支払う「月額報酬」のみで構成しております。

・決定方針の決定方法

決定方針を決定するにあたっては、任意の諮問委員会である役員報酬委員会の答申を得て、同答申に基づき、取締役会において決定しております。

②取締役および監査等委員の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬総額は、2016年6月28日開催の第152期定時株主総会において年額207百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議されております。当該定時株主総会終結時点での取締役（監査等委員であるものを除く。）の員数は9名です。

監査等委員である取締役の報酬総額は、2016年6月28日開催の第152期定時株主総会において年額39百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

③取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長井上智司が取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容および裁量の範囲は、株主総会で決議されました総額（207百万円以内）の範囲内における取締役（監査等委員であるものを除く。）の個別の報酬額等（月額報酬）の決定であります。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役（監査等委員であるものを除く。）の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

また、取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう役員報酬委員会規程に基づき、取締役（監査等委員であるものを除く。）個別の報酬額等につき、任意の諮問委員会である役員報酬委員会に報酬額案を諮問し、同委員会からの答申を得て、代表取締役社長に委任する旨を決議しております。

当該手続きを経て取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④取締役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	108 (6)	108 (6)	—	—	6名 (1名)
取 締 役 (監 査 等 委 員) (うち社外取締役)	27 (14)	27 (14)	—	—	3名 (2名)
合 計	136	136	—	—	9名

(注) 取締役の報酬等の額及び摘要欄の報酬限度額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含めておりません。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

区 分	氏 名	兼 職 先	兼職内容	当該他の法人等との関係
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	西 尾 宇 一 郎	ザ・パック株式会社	社外取締役	当社とザ・パック株式会社との間に特別な関係はありません。
		ケイミュー株式会社	社外監査役	当社とケイミュー株式会社との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会等における発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
社 外 取 締 役	大 迫 一 生	当事業年度開催の取締役会16回のすべてに出席しております。また、取締役会の任意の諮問機関である役員報酬委員会および役員指名委員会の委員も務めております。同氏は主に他社の経営経験者としての見地より、取締役会等の審議に積極的に参画・必要に応じて経営上有用な発言を行うとともに、取締役会等における意思決定を適切に行うことで、経営の監督機能を果たしております。
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	夏 住 要 一 郎	当事業年度開催の取締役会16回および監査等委員会9回のすべてに出席しております。また、取締役会の任意の諮問機関である役員報酬委員会および役員指名委員会の委員も務めております。同氏は主に弁護士としての専門的見地より、取締役会等の審議に積極的に参画・必要に応じて経営上有用な発言を行うとともに、取締役会等における意思決定を適切に行うことで、経営の監査・監督機能を果たしております。
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	西 尾 宇 一 郎	当事業年度開催の取締役会16回および監査等委員会9回のすべてに出席しております。また、取締役会の任意の諮問機関である役員報酬委員会および役員指名委員会の委員も務めております。同氏は主に公認会計士としての専門的見地より、取締役会等の審議に積極的に参画・必要に応じて経営上有用な発言を行うとともに、取締役会等における意思決定を適切に行うことで、経営の監査・監督機能を果たしております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 会計監査人としての報酬等の額	29百万円
② 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況および報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について、同意を行っております。
2. ①、②については、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を含めております。

(3) 解任又は不再任の決定の方針

会社法第340条第1項各号に定める事由に該当することなどにより計算関係書類の監査に重大な支障が生じることが合理的に予想されるときは、監査等委員会は、会社法第340条第5項の規定に基づき、全員の同意をもって会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の職務遂行体制、監査能力、専門性等が当社にとって不十分であると判断したときまたは監査法人を交代することにより当社にとってより適切な監査体制の整備が可能であると判断したときは、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

~~~~~  
(注) 本事業報告の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部        |               | 負 債 の 部               |               |
|----------------|---------------|-----------------------|---------------|
| <b>I 流動資産</b>  | <b>31,802</b> | <b>I 流動負債</b>         | <b>18,219</b> |
| 現金及び預金         | 8,141         | 支払手形及び買掛金             | 9,014         |
| 受取手形           | 1,467         | 電子記録債務                | 2,110         |
| 売掛金            | 6,674         | 短期借入金                 | 3,600         |
| 電子記録債権         | 5,885         | 1年内返済予定の長期借入金         | 319           |
| 商品及び製品         | 6,298         | リース債務                 | 40            |
| 仕掛品            | 579           | 未払法人税等                | 1,077         |
| 原材料及び貯蔵品       | 2,151         | 賞与引当金                 | 416           |
| その他            | 636           | その他                   | 1,640         |
| 貸倒引当金          | △34           |                       |               |
|                |               | <b>II 固定負債</b>        | <b>5,457</b>  |
| <b>II 固定資産</b> | <b>20,722</b> | 長期借入金                 | 2,590         |
| (1)有形固定資産      | <b>12,732</b> | リース債務                 | 75            |
| 建物及び構築物        | 5,859         | 繰延税金負債                | 555           |
| 機械装置及び運搬具      | 2,067         | 役員退職慰労引当金             | 46            |
| 土地             | 4,551         | 環境対策引当金               | 8             |
| リース資産          | 53            | 退職給付に係る負債             | 1,615         |
| 建設仮勘定          | 50            | 資産除去債務                | 7             |
| その他            | 149           | その他                   | 558           |
| (2)無形固定資産      | <b>380</b>    | <b>負債合計</b>           | <b>23,676</b> |
| ソフトウェア         | 322           | <b>純資産の部</b>          |               |
| リース資産          | 51            | <b>I 株主資本</b>         | <b>26,329</b> |
| その他            | 6             | (1)資本金                | 3,940         |
| (3)投資その他の資産    | <b>7,608</b>  | (2)資本剰余金              | 4,629         |
| 投資有価証券         | 7,054         | (3)利益剰余金              | 18,454        |
| 繰延税金資産         | 105           | (4)自己株式               | △695          |
| 退職給付に係る資産      | 215           | <b>II その他の包括利益累計額</b> | <b>2,309</b>  |
| その他            | 234           | (1)その他有価証券評価差額金       | 2,845         |
| 貸倒引当金          | △0            | (2)為替換算調整勘定           | △396          |
|                |               | (3)退職給付に係る調整累計額       | △139          |
| <b>資産合計</b>    | <b>52,524</b> | <b>III 非支配株主持分</b>    | <b>208</b>    |
|                |               | <b>純資産合計</b>          | <b>28,847</b> |
|                |               | <b>負債純資産合計</b>        | <b>52,524</b> |

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

# 連結損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                        |       |              |
|------------------------|-------|--------------|
| 売上高                    |       | 40,760       |
| 売上原価                   |       | 31,784       |
| <b>売上総利益</b>           |       | <b>8,975</b> |
| 販売費及び一般管理費             |       | 5,591        |
| <b>営業利益</b>            |       | <b>3,384</b> |
| 営業外収益                  |       |              |
| 受取利息及び配当金              | 203   |              |
| 仕入割引                   | 24    |              |
| その他                    | 234   | 463          |
| 営業外費用                  |       |              |
| 支払利息                   | 35    |              |
| その他                    | 30    | 66           |
| <b>経常利益</b>            |       | <b>3,781</b> |
| 特別利益                   |       |              |
| 固定資産売却益                | 0     |              |
| 関係会社清算益                | 77    | 78           |
| 特別損失                   |       |              |
| 固定資産除却損                | 31    |              |
| 損害賠償金                  | 85    | 116          |
| <b>税金等調整前当期純利益</b>     |       | <b>3,742</b> |
| 法人税、住民税及び事業税           | 1,151 |              |
| 法人税等調整額                | △11   | 1,140        |
| <b>当期純利益</b>           |       | <b>2,601</b> |
| 非支配株主に帰属する当期純利益        |       | 28           |
| <b>親会社株主に帰属する当期純利益</b> |       | <b>2,573</b> |

# 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                     | 株 主 資 本 |       |        |         |        |
|---------------------|---------|-------|--------|---------|--------|
|                     | 資 本 金   | 資本剰余金 | 利益剰余金  | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 当 期 首 残 高           | 3,940   | 4,629 | 16,247 | △695    | 24,122 |
| 会計方針の変更による累積的影響額    |         |       | △3     |         | △3     |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高   | 3,940   | 4,629 | 16,243 | △695    | 24,118 |
| 当 期 変 動 額           |         |       |        |         |        |
| 剰余金の配当              |         |       | △361   |         | △361   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     |         |       | 2,573  |         | 2,573  |
| 自己株式の取得             |         |       |        | △0      | △0     |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |         |       |        |         | -      |
| 当 期 変 動 額 合 計       | -       | -     | 2,211  | △0      | 2,210  |
| 当 期 末 残 高           | 3,940   | 4,629 | 18,454 | △695    | 26,329 |

|                     | その他の包括利益累計額                   |                    |                               |                                 | 非支配株主持分 | 純資産合計  |
|---------------------|-------------------------------|--------------------|-------------------------------|---------------------------------|---------|--------|
|                     | そ の 他<br>有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | 為 替 換 算<br>調 整 勘 定 | 退 職 給 付<br>に 係 る<br>調 整 累 計 額 | そ の 他 の<br>包 括 利 益<br>累 計 額 合 計 |         |        |
| 当 期 首 残 高           | 2,472                         | △417               | △142                          | 1,912                           | 183     | 26,218 |
| 会計方針の変更による累積的影響額    |                               |                    |                               |                                 |         | △3     |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高   | 2,472                         | △417               | △142                          | 1,912                           | 183     | 26,214 |
| 当 期 変 動 額           |                               |                    |                               |                                 |         |        |
| 剰余金の配当              |                               |                    |                               |                                 |         | △361   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     |                               |                    |                               |                                 |         | 2,573  |
| 自己株式の取得             |                               |                    |                               |                                 |         | △0     |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 373                           | 21                 | 2                             | 397                             | 24      | 421    |
| 当 期 変 動 額 合 計       | 373                           | 21                 | 2                             | 397                             | 24      | 2,632  |
| 当 期 末 残 高           | 2,845                         | △396               | △139                          | 2,309                           | 208     | 28,847 |

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資産の部              |               | 負債の部               |               |
|-------------------|---------------|--------------------|---------------|
| <b>I 流動資産</b>     | <b>16,694</b> | <b>I 流動負債</b>      | <b>10,227</b> |
| 現金及び預金            | 3,101         | 支払手形               | 970           |
| 受取掛手形             | 294           | 買掛金                | 3,215         |
| 電子記録債権            | 5,983         | 短期借入金              | 1,627         |
| 商品及び製品            | 1,504         | 1年内返済予定の長期借入金      | 2,560         |
| 仕掛品               | 3,181         | リース負債              | 299           |
| 材料及び貯蔵品           | 254           | 未払費用               | 27            |
| 前払渡               | 1,942         | 未払法人税等             | 286           |
| 前払の金              | 54            | 前受り金               | 116           |
| 貸倒引当金             | 29            | 預賞設                | 651           |
|                   | 359           | 与引当                | 57            |
|                   | △11           | 備関係支払手形            | 10            |
|                   |               | その他                | 272           |
|                   |               |                    | 123           |
|                   |               |                    | 8             |
| <b>II 固定資産</b>    | <b>18,142</b> | <b>II 固定負債</b>     | <b>4,553</b>  |
| <b>1 有形固定資産</b>   | <b>6,845</b>  | 長期借入金              | 1,800         |
| 建物                | 4,356         | 長期未払金              | 54            |
| 構築物               | 216           | 繰延税金負債             | 4             |
| 機械及び装置            | 1,442         | 退職給付引当金            | 785           |
| 車両運搬具             | 3             | 繰延税金負債             | 1,366         |
| 器具・備品             | 39            | 繰延税金負債             | 8             |
| 土地                | 735           | 繰延税金負債             | 532           |
| リース資産             | 23            | <b>負債合計</b>        | <b>14,781</b> |
| 建設仮勘定             | 29            | <b>純資産の部</b>       |               |
| <b>2 無形固定資産</b>   | <b>55</b>     | <b>I 株主資本</b>      | <b>17,234</b> |
| ソフトウェア            | 51            | 1 資本金              | 3,940         |
| リース資産             | 4             | 2 資本剰余金            | 4,171         |
|                   |               | 資本準備金              | 4,155         |
|                   |               | その他資本剰余金           | 15            |
| <b>3 投資その他の資産</b> | <b>11,240</b> | <b>3 利益剰余金</b>     | <b>9,818</b>  |
| 投資有価証券            | 6,970         | (1) 利益準備金          | 860           |
| 関係会社株             | 2,636         | (2) その他利益剰余金       | 8,958         |
| 出資                | 0             | 固定資産圧縮積立金          | 241           |
| 長期貸付金             | 1,303         | 別途積立金              | 5,050         |
| 長期前払費用            | 100           | 繰越利益剰余金            | 3,666         |
| 前払金の金             | 304           | <b>4 自己株式</b>      | <b>△695</b>   |
| 貸倒引当金             | 16            | <b>II 評価・換算差額等</b> | <b>2,820</b>  |
|                   | △91           | その他有価証券評価差額金       | 2,820         |
| <b>資産合計</b>       | <b>34,836</b> | <b>純資産合計</b>       | <b>20,055</b> |
|                   |               | <b>負債純資産合計</b>     | <b>34,836</b> |

# 損 益 計 算 書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                        |     |              |
|------------------------|-----|--------------|
| 売 上 高                  |     | 20,289       |
| 売 上 原 価                |     | 16,121       |
| <b>売 上 総 利 益</b>       |     | <b>4,167</b> |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費    |     | 2,333        |
| <b>営 業 利 益</b>         |     | <b>1,834</b> |
| 営 業 外 収 益              |     |              |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金      | 198 |              |
| そ の 他                  | 177 | 376          |
| 営 業 外 費 用              |     |              |
| 支 払 利 息                | 20  |              |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額        | 32  |              |
| そ の 他                  | 10  | 64           |
| <b>経 常 利 益</b>         |     | <b>2,146</b> |
| 特 別 利 益                |     |              |
| 固 定 資 産 売 却 益          | 0   |              |
| 関 係 会 社 清 算 益          | 77  | 77           |
| 特 別 損 失                |     |              |
| 固 定 資 産 除 却 損          | 28  | 28           |
| <b>税 引 前 当 期 純 利 益</b> |     | <b>2,195</b> |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税  | 657 |              |
| 法 人 税 等 調 整 額          | 23  | 681          |
| <b>当 期 純 利 益</b>       |     | <b>1,513</b> |

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告 書

# 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                     | 株 主 資 本 |       |          |         |           |          |         |       |       |        |         |
|---------------------|---------|-------|----------|---------|-----------|----------|---------|-------|-------|--------|---------|
|                     | 資本金     | 資本剰余金 |          |         | 利益準備金     | 利益剰余金    |         |       | 自己株式  | 株主資本合計 |         |
|                     |         | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |           | その他利益剰余金 |         |       |       |        | 利益剰余金合計 |
|                     |         |       |          |         | 固定資産圧縮積立金 | 別途積立金    | 繰越利益剰余金 |       |       |        |         |
| 当 期 首 残 高           | 3,940   | 4,155 | 15       | 4,171   | 860       | 244      | 5,050   | 2,512 | 8,668 | △695   | 16,084  |
| 会計方針の変更による累積的影響額    |         |       |          |         |           |          |         | △1    | △1    |        | △1      |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高   | 3,940   | 4,155 | 15       | 4,171   | 860       | 244      | 5,050   | 2,511 | 8,666 | △695   | 16,083  |
| 当 期 変 動 額           |         |       |          |         |           |          |         |       |       |        |         |
| 固定資産圧縮積立金の取崩        |         |       |          |         |           | △3       |         | 3     | -     |        | -       |
| 剰余金の配当              |         |       |          |         |           |          |         | △361  | △361  |        | △361    |
| 当期純利益               |         |       |          |         |           |          |         | 1,513 | 1,513 |        | 1,513   |
| 自己株式の取得             |         |       |          |         |           |          |         |       |       | △0     | △0      |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |         |       |          |         |           |          |         |       |       |        |         |
| 当期変動額合計             | -       | -     | -        | -       | -         | △3       | -       | 1,155 | 1,151 | △0     | 1,151   |
| 当 期 末 残 高           | 3,940   | 4,155 | 15       | 4,171   | 860       | 241      | 5,050   | 3,666 | 9,818 | △695   | 17,234  |

|                     | 評価・換算差額等     |            | 純資産合計  |
|---------------------|--------------|------------|--------|
|                     | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 |        |
| 当 期 首 残 高           | 2,450        | 2,450      | 18,534 |
| 会計方針の変更による累積的影響額    |              |            | △1     |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高   | 2,450        | 2,450      | 18,533 |
| 当 期 変 動 額           |              |            |        |
| 固定資産圧縮積立金の取崩        |              |            | -      |
| 剰余金の配当              |              |            | △361   |
| 当期純利益               |              |            | 1,513  |
| 自己株式の取得             |              |            | △0     |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 370          | 370        | 370    |
| 当期変動額合計             | 370          | 370        | 1,522  |
| 当 期 末 残 高           | 2,820        | 2,820      | 20,055 |

# 連結計算書類にかかる会計監査人の監査報告書（謄本）

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

新家工業株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中 田 明

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 池 畑 憲二郎

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新家工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新家工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書（謄本）

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

新家工業株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中 田 明

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 池畑 憲二郎

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新家工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第158期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告書（謄本）

## 監査報告書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第158期事業年度における取締役の職務の執行について、監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月17日

新家工業株式会社 監査等委員会

監査等委員 安 仲 勤 ㊟

監査等委員 夏 住 要一郎 ㊟

監査等委員 西 尾 宇一郎 ㊟

- (注) 監査等委員 夏住 要一郎及び西尾 宇一郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

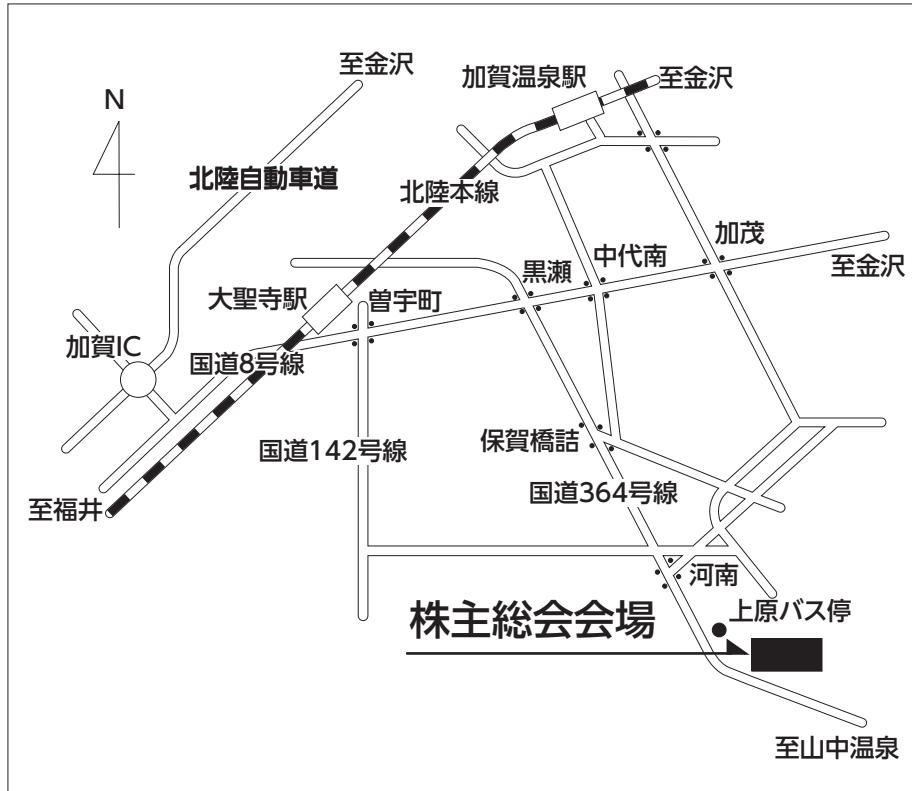
以 上

M E M O

# 株主総会会場ご案内略図

会 場

石川県加賀市山中温泉上原町の3  
当社山中工場  
電話 (0761) 78-0222



交通の  
ご案内

JR北陸本線・加賀温泉駅下車  
——加賀温泉バス・山中温泉（河南経由）行乗車  
——（所要時間約30分）——上原バス停下車——徒歩1分

株主総会ご出席株主様へのお土産の用意はございません。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

